議案第88号

桐生市景観条例の一部を改正する条例案

桐生市景観条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和8年11月30日提出

桐生市長　荒　木　恵　司

桐生市景観条例の一部を改正する条例

桐生市景観条例(平成27年桐生市条例第48号)の一部を次のように改正する。

第12条及び別表中「第16条第7項第11号」を「第16条第8項第12号」に改める。

別表中「平成14年桐生市条例第9号)第9条」を「令和7年桐生市条例第20号)第7条」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

議　案　説　明

議案第 88 号　桐生市景観条例の一部を改正する条例案

景観法の一部改正に伴い、条例中の文言整理を行うものです。